

調達管理番号・案件名

26a00170_カメルーン国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月5日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)プロジェクトフレームワーク	先行事業で行われた5つのERA活動のうち、本事業では①荒廃サバンナ植林、②森林伐採ゼロによるカカオ生産の2つに焦点をあてると記載されておりますが、一方で活動1-6では、バイオ炭の利用(5つのERA活動のうち③にあたる)と言った複数の手法を採用するとあり、前述の説明と整合が取れていないのではないのでしょうか？	本事業では、先行事業のERA活動のうち①荒廃サバンナ植林及び②森林伐採ゼロによるカカオ生産に重点を置いておりますが、活動1-6に記載のとおり、当該アグロフォレストリー計画の策定にあたっては、拡張生態系アプローチやバイオ炭利用等を含む複数の手法を適宜組み合わせて活用することを想定しております。したがって、重点分野とする2つの方向性の下で、これら補完的手法を統合的に用いるものであり、両者に矛盾はないものをご理解ください。
2	11	第2 第3条 (6)出口戦略	「既存の中央州投資計画に基づき、中央州における排出削減活動のための資金プロポーザルを作成」とありますが、資金プロポーザルの対象は中央州のみで、本事業の対象となる北部州は含まないとの認識で間違いはないでしょうか。	本件における資金プロポーザルは、既存の中央州投資計画に基づき、中央州における排出削減活動を対象として作成することを想定しておりますが、想定資金の規模によっては、北部州の成果も取り込む可能性もあると考えております。
3	11	第3条	SynecO社への再委託は特命随意契約とありますが、この場合受注者は再委託先選定責任を負っていないものと考えます。それにもかかわらず受注者が再委託部分の成果責任を負うということはどのように理解すれば良いのでしょうか。	SynecO社への再委託については特命随意契約を想定しておりますが、本契約に基づく業務全体の遂行責任および成果責任は受注者に帰属します。再委託先選定後の実施部分については、受注者は適切な管理・監督を行い、業務全体としての成果をご確認頂きたく存じます。
4	12	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務①、②	成果1は「アグロフォレストリー計画」の策定で、活動1-6では「アグロフォレストリー計画」を作成すると記載されています。一方、活動2-1、活動2-2では「フォローアップ計画及びアグロフォレストリー計画」の実施と「フォローアップ計画」が並列で記載されております。活動1-6の計画についても「フォローアップ計画及びアグロフォレストリー計画」の両方を作成するという意味と解釈してよろしいのでしょうか。	おっしゃる通りです。活動1-2にて先行事業におけるアグロフォレストリー関連のERAをレビューし、対象サイトにおけるフォローアップの必要性を特定するとしており、必要に応じて、活動1-6においてフォローアップ計画も作成され、成果2関連活動にてその実施を想定しております。

5	12	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務①	活動1-6の対象地は何か所程度を想定していますでしょうか。詳細計画策定調査報告書には、『荒廃サバンナ植林で3サイト、森林伐採ゼロによるカカオ生産で3サイトという事業規模と、〜〜』と記載されていますが、そのとおりと理解してよろしいでしょうか。	対象サイト数については現時点で確定しているものではありませんが、詳細計画策定調査の前提として、荒廃サバンナ植林及び森林伐採ゼロカカオそれぞれ複数サイト(合計6サイト程度)を想定しております。最終的な対象サイトについては、プロジェクト開始後の詳細検討を踏まえ決定する想定です。
6	13	第2 第4条 2. (2)本邦研修	本業務にて実施が求められている本邦研修の「目的・研修内容」はコンゴ共和国の内容となっておりますが、本カメルーン業務の研修目的・内容をご教示願います。	大変失礼いたしました。「目的・研修内容」につき、正しくは「プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。」となります。
7	13	(2)本邦研修	本邦研修の目的・研修内容「コンゴ共和国赤道州における泥炭地モニタリング・持続的保全管理の能力強化を支援するもの。」は誤記でしょうか？	同上
8	18	第6条 再委託 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクト活動に関する業務	「3生態系拡張アプローチ(国内再委託)」の再委託業務は、「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクト活動に関する業務」での成果1～3に関する各活動のどの活動を実施するためのものでしょうか？特に、活動1-6、活動2-1、活動2-2、活動3-2の活動は、この再委託業務に含まれているのでしょうか？本来は、プロポーザルで提案する事項かとも思慮いたしました。が、定額計上であるため、貴機構が想定されている定額計上分の活動をお教えてください。	本再委託業務では、生態系拡張アプローチを導入する試験圃場において、同アプローチの導入、現地人材への技術指導、実証活動の実施支援、モニタリング並びに技術的評価への助言を行うことを想定しています。また、他地域への普及・展開は、本契約の受注者及び現地人材が主体となって進めることを基本とし、再委託先は生態系拡張アプローチのコア技術に関する技術的助言・指導等のバックストップを担う位置づけです。従って、これらは本業務における関連活動の一部を成すものであり、活動1-6、活動2-1、活動2-2、活動3-2の一部を成すものとなります。また質問9の回答に記載の通り、第7条「機材調達」に記載の農業資機材等には、生態系拡張アプローチのための資機材・資材も含まれます。
9	19	第7条 機材調達	調達機材の「4農業資機材」と「5農業資材」は、第6条再委託に示された表のうちP18に記載された「3生態系拡張アプローチ(国内再委託)」の再委託業務以外に必要な資機材と資材という理解で合ってますでしょうか？もしくは、「3生態系拡張アプローチ(国内再委託)」のための資機材、資材も含まれるのでしょうか。	再委託業務に関連するものを含め、本事業全体の活動実施に必要な資機材・資材を対象としています。

10	33	第3 2.(4) 2)公開資料	<p>①「2)公開資料」である「カメルーン国持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト事業完了報告書」URLのリンク切れのため、正しいURLをご教示願います。</p> <p>②本業務において先行事業のERA実証活動の成果を活用した提案が求められているところ、公平性の観点から先行事業の事業完了報告書(和文)の付属資料2「プロジェクト成果物」および業務完了報告書等の追加共有をお願いしたく存じます。</p>	<p>①大変失礼致しました。以下にて公開しております。 https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054591.html</p> <p>②(修正案)先行事業のERA実証活動の概要が分かる資料として、「ERAインベストメントプラン」を追加資料として共有致します。その他資料の共有は、現時点では予定しておりませんので、何卒ご理解いただけますと幸いです。追加資料をご希望の方は、地球環境部森林・自然環境保全グループ代表アドレスまでご連絡ください。 grgdn@jica.go.jp</p>
11	35	第3 4.(4) 定額計上	<p>RDには先方負担事項としてcounterpart fundが記載されているとの認識ですが、他方、予算確保にかかる相手国内の手続きが難航、または多くの時間を要す可能性に鑑み、必要な地方のカウンターパート旅費(日当・宿泊料、ガソリン代など)をプロポーザル提出時の見積りに含める必要があるかどうかご教示願います。</p>	<p>当該経費は先方負担として整理していますので、プロポーザル提出時の見積りに含めることは必須ではありません。ただし、契約締結後に、円滑な事業実施の観点から先方負担が困難となった際は、改めて協議、必要に応じて契約変更を行います。</p>

以上